

はじめよう

みんなが主役の新しいまちづくり

斑鳩町協働のまちづくり指針2014 概要版



斑鳩町・斑鳩町協働のまちづくり推進委員会

1.なぜ今、協働のまちづくりなのでしょう？

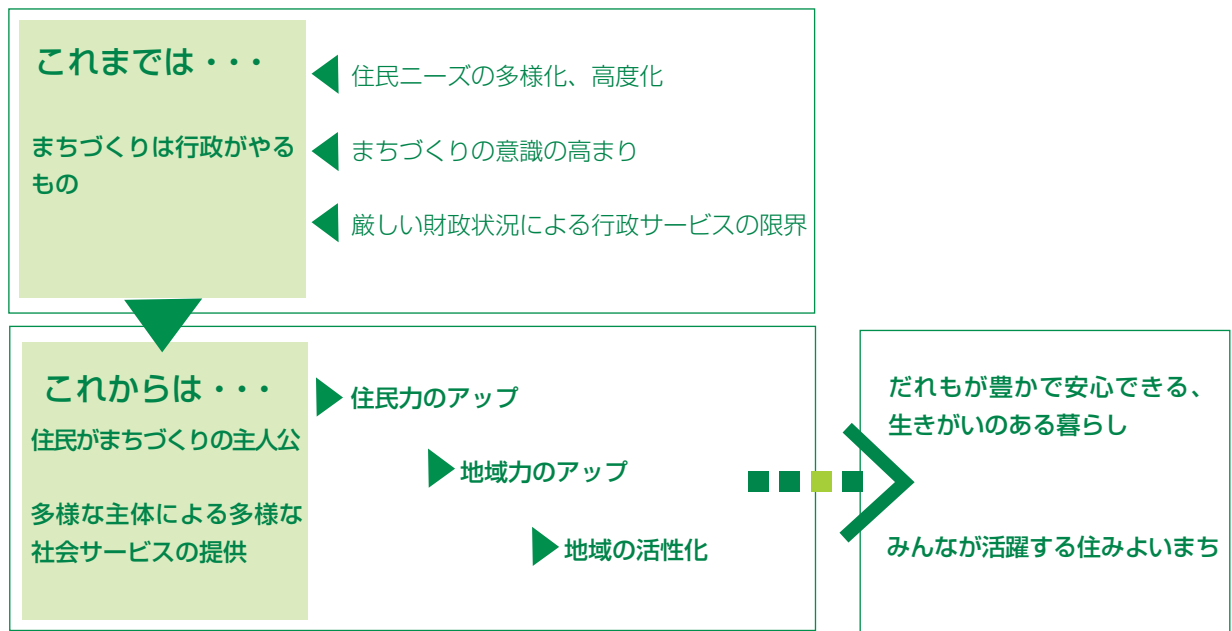
斑鳩町では平成23年3月に第4次斑鳩町総合計画を策定しましたが、この総合計画は「協働」を重要なテーマとしています。「協働」とは、住民、事業者、行政などがそれぞれの特性を生かしながら、対等な担い手として共通の目標に向かって協力し、ともに行動することです。

少子高齢化など社会環境が大きく変化するなか、社会サービスに対する住民のニーズは多様化、高度化しており、従来の均一な公共サービスだけでは対応しきれなくなってきました。一方で、厳しい財政状況の中では、行政で出来ることには限界があるという現実もあります。

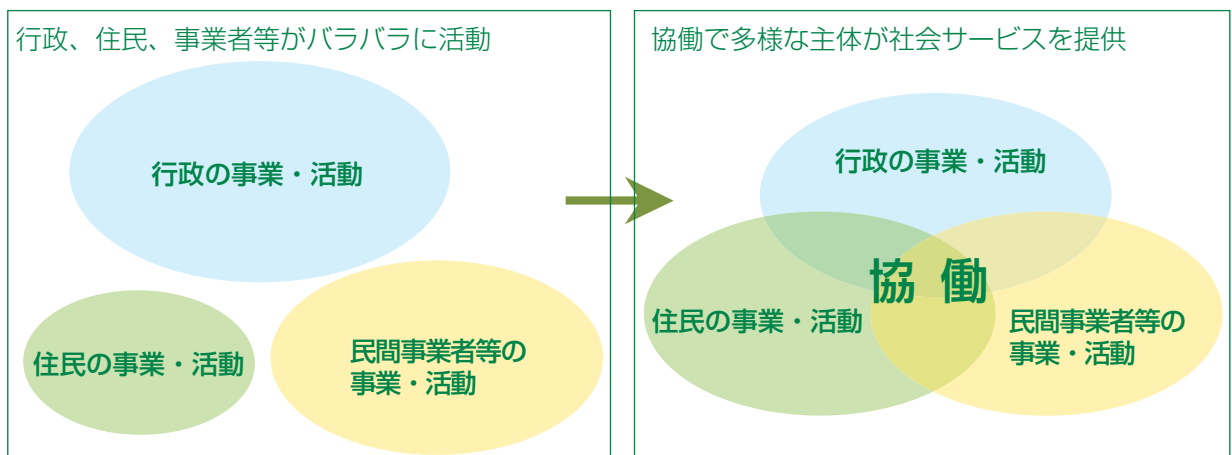
だれもが豊かで安心できる、生きがいのある暮らしを実現するためには、行政だけでなく、住民、NPO・ボランティア団体、事業者など多様な主体がともに協力して、多様な社会サービスを提供することによって、多様な住民ニーズに対応することが求められます。特に、斑鳩町には独自の歴史・文化があり、これらを守り、次世代に引き継いでいくための取組みも求められます。

斑鳩町は、一人ひとりの住民の力を生かし、地域の力を高めて、住みよいまちにしていく「協働のまちづくり」の本格的な取組みをスタートさせます。

■まちづくりのこれまでとこれから



■住民・事業者・行政等の関係の変化

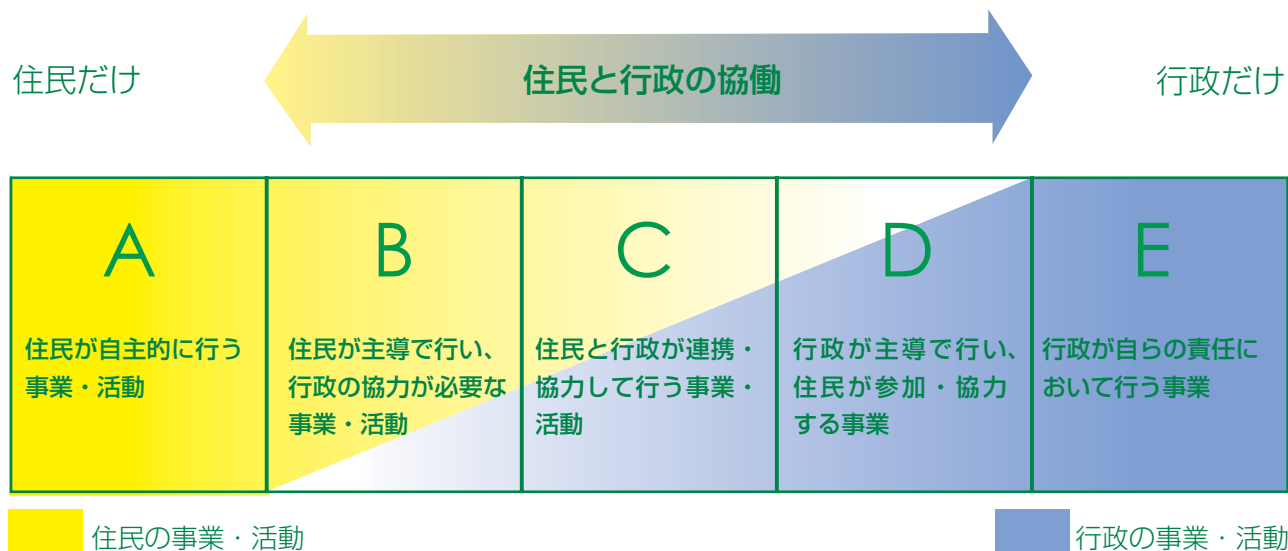


2.住民と行政の協働をすすめます

(1) 対象となる事業・活動

協働のまちづくりとして取り組む事業・活動のなかには、下の図にあるように、Bの「住民が中心になって進め行政が協力するもの」、Cの「住民と行政が役割を分担し協力し合っているもの」、Dの「行政が中心になって住民が協力するもの」の3つのタイプがあります。

■協働のイメージ



■住民と行政の協働の形

①情報交換・情報提供

行政とNPOその他の団体が相互に情報交換や意見交換を行ない、情報を共有する形態

②ボランティアとの協力

個人のボランティアと行政の間で事業を協力して行う形態

③事業協力

NPOその他の団体と行政との間で、それぞれ特性を生かせるよう役割を分担し、一定期間、継続的な関係のもとで、事業を協力して行う形態

④実行委員会・協議会

NPOその他の団体と行政等で構成された実行委員会・協議会が主催者となり事業を行う形態

⑤共催

NPOその他の団体と行政等が主催者となって、共同で一つの事業を行う形態

⑥協働型委託

行政がNPOその他の団体に対して協働に適した業務を委託する形態
* 専門性などを生かし、意見交換しながらすすめるもの

⑦補助・助成

NPOその他の団体の主催する事業に対し、補助・助成する形態
* 地域課題解決という目的を共有した事業に対するもの

3.住民・行政・それぞれの役割

協働のまちづくりにあたっては、まちづくりの目標や目的を共有し、住民と行政のそれぞれがまちづくりの主役となって、それぞれの役割を認識しながら協力して取り組むことが求められます。

- ・自分のまちに関心を持ち、まちづくりの主体としての意識を高める。
- ・ボランティア等住民活動に参加して、地域社会に貢献する。



住民の役割

- ・活動情報を発信して、賛同する住民に活動の場を提供する。
- ・専門的知識や情報を活用して、住民ニーズに応える社会サービスの担い手になる。



NPO等住民
活動団体の役割

み・ん・な・で・取・り・組・む

事業者の役割



- ・地域を構成する一員としてまちづくりに積極的に参加する。
- ・事業者の持つ情報やノウハウを活用して住民活動を支援する。

行政の役割



- ・まちづくり情報を収集・整理して提供し、住民と情報共有する。
- ・住民活動が行いやすい環境づくりや協働のまちづくりの支援体制の整備に努める。
- ・住民・職員の協働意識の醸成に努める。

4. 協働のまちづくりで大切にしたいこと

住民と行政がよきパートナーとして協働のまちづくりを進めるために、次に掲げた5つの協働の原則を尊重して取り組んでいきます。



対等の原則

住民と行政(職員)は、協働のパートナーとして、上下の関係ではなく、対等な横の関係であることを常に認識し、相互に補完しあうことが大切です。

自主・自立の原則

協働のパートナー同士は、自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性、専門性を高めることが大切です。

相互理解の原則

協働のパートナー同士は、お互いの立場や特性を理解し、協力し合うことが大切です。

共有の原則

協働のパートナー同士は、協働する事業・活動の目的や達成する目標を共有することが大切です。

公開の原則

協働のパートナー同士は、必要な情報を共有するとともに、協働のまちづくりの取組みが、だれにでも分かるように積極的な情報提供・情報公開を行うことが大切です。

5. 応援します！協働のまちづくり (協働のまちづくり支援制度)

(1) みんなが「ちょっとボランティア」キャンペーン

ボランティア活動に参加したいと思っても、「入り口」が見当たりにくいようです。どんな活動があるか気軽に知ることができると、ちょっと体験もしてみて、自分にあえば、やってみようということになるものです。

ボランティア活動への参加と住民活動の立ち上げの一連の支援のしくみについて検討します。



(2) いかるがボランティア・住民活動ネットの立ち上げ

ボランティアと住民活動の全体像がネットですぐにわかり、ボランティア登録やボランティアの募集、関連イベントの情報発信や申し込みなどもできるように、みんなで工夫して、使いこなせる住民活動ネットを目指します。



(3) 住民活動センター（ワーキングスペース）の設置

住民活動を進める上では、ニュースの発行、チラシの制作といった作業をする場所、打合せをする場所が必要になります。また情報交換をしたり、活動団体同士が交流できる場として、住民活動センターの設置を検討します。



(4) 多様な活動拠点の確保

町全体の活動拠点となる住民活動センターとともに、身近な活動の場として多様な活動拠点を確保することが求められます。公民館や老人憩いの家、地域交流館、さらには自治会館なども含めて、いっそうの活用の可能性をさぐります。



(5) 新しいチャレンジを応援する活動提案制度の創設

時代のニーズにあった新しい活動を創り出そうとする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげる活動提案制度の創設を検討します。

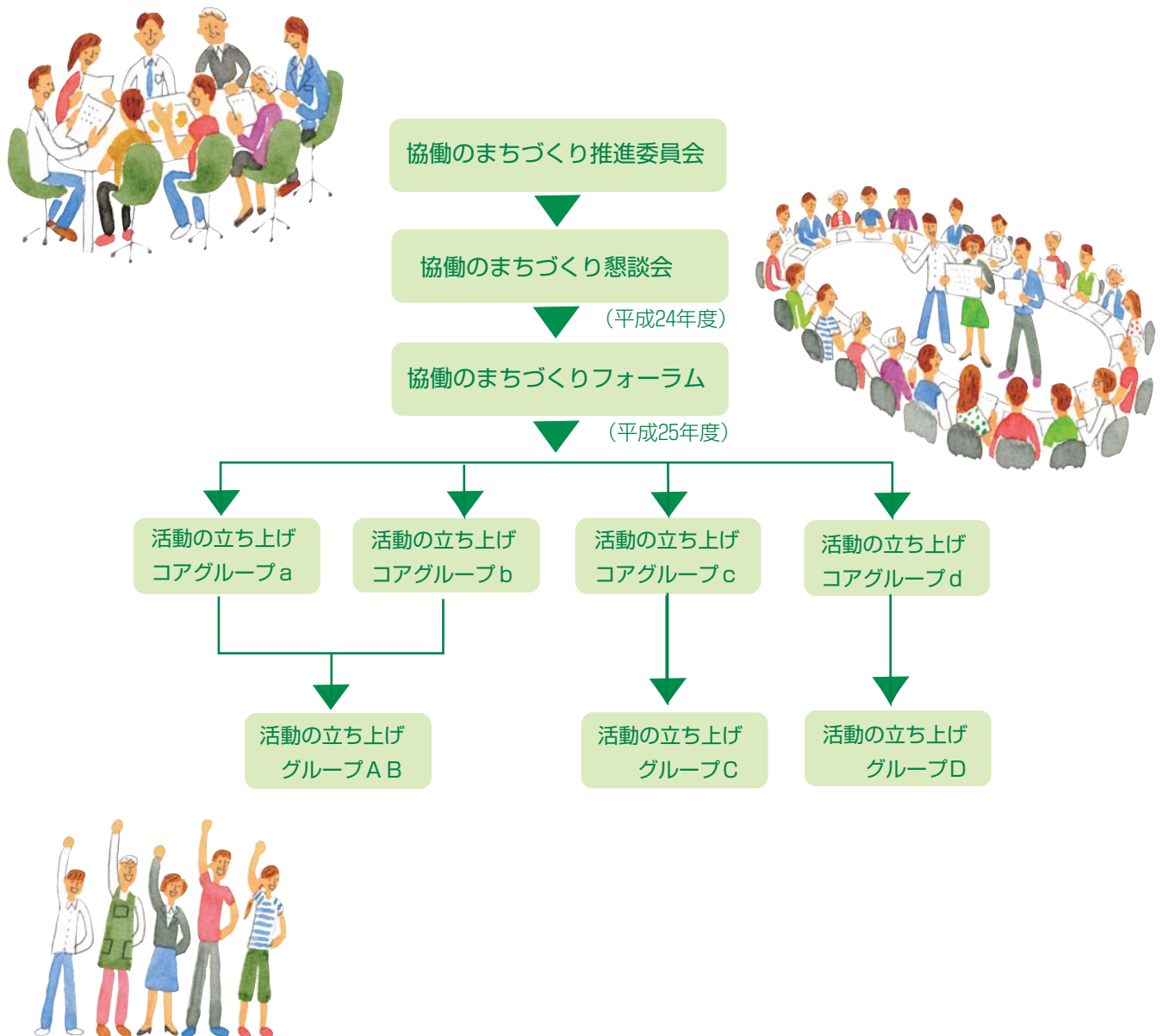


6. 協働のまちづくりを推進する体制

(1) 協働のまちづくり推進委員会

住民と行政の協働によるまちづくりを推進し、斑鳩らしい協働のあり方を検討するため、「斑鳩町協働のまちづくり推進委員会」を設置しています。

■ 協働のまちづくりの具体化にむけて (イメージ)



(2) 職員の協働のまちづくりチーム

住民と行政の協働のまちづくりは、行政にとっても新しい試みであり、職員には、これまでとは違う仕事ぶりが求められます。そこで行政の協働推進のかなめとして、住民との協働に関連する部門・課のメンバーが集まって、「協働のまちづくりチーム」を立ち上げます。



● 歴史・文化の拠点づくりと活用



● 環境・景観まちづくり



● 健康と福祉を支える人づくり



● 農・食を通じた交流のまち

斑鳩町では
今 新しい時代にむけて
みんなが主役のまちづくりを始めます。

